

## 6.8.2 廃棄物

## (1) 調査事項

調査事項は、表 6.8.2-1 に示すとおりである。

表 6.8.2-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>山留・基礎工事における建設汚泥については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> <li>コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。</li> <li>特定建築者が実施する工事についても「東京都建設リサイクルガイドライン(民間事業版)」に基づき、建設リサイクルの推進への積極的な取組について協力を要請する。</li> <li>建設廃棄物の排出量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。</li> <li>施設整備に当たっては、リサイクル材料を積極的に使用する。</li> </ul>

## (2) 調査地域

調査地域は、計画地とした。

## (3) 調査手法

調査手法は、表 6.8.2-2 に示すとおりである。

表 6.8.2-2 調査手法

調査事項	施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	
調査時点	工事中の適宜とし、平成28年4月から平成29年12月末とした。	
調査期間	ミティゲーションの実施状況	
調査地点		工事中の適宜とし、平成28年4月から平成29年12月末とした。
調査手法		計画地とした。
		現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

## (4) 調査結果

## 1) 調査結果の内容

## ア. ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 6.8.2-3 に示すとおりである。

廃棄物に関する苦情は、平成 29 年 12 月末までになかった。

表 6.8.2-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> </ul>	<p>掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を場内利用したほか、場外に搬出する場合には、受入施設の受入基準への適合を確認した上で、適切な建設発生土受入施設へ搬出している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>山留・基礎工事における建設汚泥については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> </ul>	<p>建設汚泥は、固化剤により含水率を下げた上で、再資源化施設へ搬出している。(写真6.8.2-1)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> </ul>	<p>アスファルト・コンクリート塊等特定建設資材廃棄物については現場内で破碎選別を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行っている。(写真6.8.2-2、写真6.8.2-3) 再資源化量についてはフォローアップ報告書(工事の完了後)において報告する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> </ul>	<p>場内に建設廃棄物の種類別の分別コンテナを設置し、廃棄物種類別に再資源化施設へ搬出している。(写真6.8.2-4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。</li> </ul>	<p>基礎躯体部に鋼製型枠を一部採用することで、木材系型枠材の使用量を低減している。(写真6.8.2-5)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定建築者が実施する工事についても「東京都建設リサイクルガイドライン(民間事業版)」に基づき、建設リサイクルの推進への積極的な取組について協力を要請する。</li> </ul>	<p>特定建築者が実施する工事についても「東京都建設リサイクルガイドライン(民間事業版)」に基づき、再生砕石等エコマテリアルの積極的な使用を要請している。(写真6.8.2-7)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃棄物の排出量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。</li> </ul>	<p>事前に施工計画を検討し、朝礼等において、廃棄物の更なる発生抑制の指導を徹底し、廃棄物の低減化に努めている。(写真6.8.2-6)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備に当たっては、リサイクル材料を積極的に使用する。</li> </ul>	<p>建築物の基礎部分には、再生砕石を利用している。(写真6.8.2-7)</p>



写真 6.8.2-1 建設汚泥再資源化施設搬出



写真 6.8.2-2 コンクリート塊分別収集



写真 6.8.2-3 アスファルト塊分別収集



写真 6.8.2-4 廃棄物分別コンテナ設置



写真 6.8.2-5 鋼製型枠



写真 6.8.2-6 朝礼



写真 6.8.2-7 再生碎石利用